



クマ類をはじめとする指定管理鳥獣による被害防止・軽減に向け、国全体の方針等の改定等や、地方自治体が行う対策の支援を行います。

1. 事業目的

- クマ類による被害防止と地域個体群の保全の両立に向けて、科学的データに基づく捕獲の強化、クマ対応等に係る人材の配置・育成、改正鳥獣保護管理法の附帯決議や国会審議を踏まえた鳥獣対策の基本方針を改定や出没に備えるマニュアルの改定等を行い、クマ類の総合的な対策を促進する。
- 都道府県等が計画に基づき行う指定管理鳥獣（クマ類、シカ、イノシシ）の捕獲や被害対策等を支援する。

2. 事業内容

◆国直轄事業（クマ類の総合対策推進事業）

- 改正鳥獣保護管理法を踏まえた**基本指針の改定**
- 自治体向け市街地等における**クマ類出没対応の訓練の実施及びマニュアル改定**
- 市街地等における出没対応のための**捕獲技術者等研修**
- 絶滅のおそれのある**四国の個体群の保全**
- クマ類の地域ユニットにおける**個体数推定事業**
- クマ類の生息地になっている国立公園における**マニュアル策定・対策実施**

◆交付金事業（指定管理鳥獣対策事業交付金（クマ類・シカ・イノシシ））

- 鳥獣の保護・管理に係る専門人材育成等事業**：認定鳥獣捕獲等事業者等の育成、指定管理鳥獣管理専門人材の配置、緊急銃猟実施対応等実務者の育成・配置等
- ニホンジカ・イノシシ捕獲等対策事業**：指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、ニホンジカ・イノシシの捕獲、広域連携した対策、ジビエ利用対策等の実施
- クマ類総合対策事業**：特定計画・指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の策定、生息状況調査、出没防止対策（誘引物管理、緩衝帯整備、柵の設置等）、クマ類の捕獲等（緊急銃猟、春期管理捕獲等）

3. 事業スキーム

- | | |
|-------|--|
| ■事業形態 | 請負事業/交付金（補助率 1／2、2／3、定額） |
| ■請負先 | 請負事業：民間事業者・団体
交付金事業：都道府県（一部市町村への間接補助）、協議会 |
| ■実施期間 | 令和7年度 |

4. 事業イメージ

国直轄事業…①～④の取組に加え、⑤・⑥の取組を新たに実施

⑤環境省が
統一的手法により
全国の個体数推定
調査等を実施。

⑥国立公園におけ
るマニュアル策定、
電気柵の設置等の
対策を実施。

交付金事業…地方自治体が行うクマ類・シカ・イノシシの捕獲や対応人材の育成等の被害防止対策への支援



クマ対策（クマ被害対策パッケージ関連）

単位：億円

事 項	R6補正	R7当初	R7補正
指定管理鳥獣対策事業等(クマ類・ニホンジカ・イノシシ)	26	9	55
【うちクマ対策】	5	1	34
（内訳）			
①交付金事業(緊急銃猟捕獲、ガバメントハンターの配置等)	4	1	28
②国による個体数推定調査等	1	-	5
③国立公園における対策	-	-	1

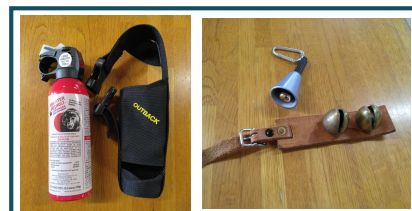
①交付金事業

地方自治体が行うクマ類の捕獲や人材育成等の被害防止対策への支援

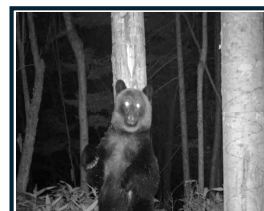
- ・ガバメントハンター人件費
- ・狩猟団体等への委託費
- ・人材育成のための研修費
- ・緩衝帯整備費
- ・誘引物の撤去費
- ・ICTを活用した出没対策費
- ・クマ対策関連資機材（はこわな、電気柵、クマスプレー、安全装備等）購入費 等



捕獲に係る経費
（箱わなの設置、捕獲者に対する支援等）



クマ対策関連資機材の購入費
（クマスプレー、クマ鈴等）



ICTの活用
（自動撮影カメラによるクマの生態調査等）



放任果樹の伐採



緩衝帯の整備

②国による個体数推定調査等

クマの個体数推定の
方法・時期が都道
府県により異なる

環境省が
統一的手法により
全国の個体数推定
調査等の実施

③国立公園における対策

- ・クマ出没時の対応体制構築、マニュアル策定
- ・利用者向けの情報発信、地域関係者向けの研修会の実施
- ・野営場における電気柵、フードロッカーの設置
- ・クマスプレー等の貸出



電気柵の設置



研修会開催